



運動会が終わり一段落しましたが、修学旅行や研究会を控え慌ただしい日が続いています。10月を迎え、ようやく猛暑の夏が終わったような気がします。急激な気温の変化に体調はいかがでしょう。そろそろ夏の疲れが出る時期です。健康にはご注意ください。

旅費点検から part2

8月分でも多くの差し戻しがありました。全部で200件ほどです。再精算の締切までが非常に短く、ご迷惑をおかけしましたがご協力いただき感謝しています。単純な誤りも多く、気をつければ未然に防げるものが多く含まれます。旅行命令書作成時・あるいは精算時に今一度の確認をお願いします。

差し戻した事例！

- ・予算コードの誤り →
- ・用務内容が不明 →
- ・用務先の略称表示 →
- ・用務先の勘違い →
- 【例】四日市市文化会館 か 四日市市民会館
- ・別途旅費を請求する →
- ・入力 of 誤字 →
- ・距離の誤り →
- ・初任研 経験者研の表示を →

対処方法

- 開催通知の予算コード指示を確認する。
(参加者名を報告するものは要注意)
- 「用務内容」を開催通知通りに記載する。
- 県民だれもがわかる、公の施設名を記載する。
- 似たようなところがある。正しい名称を記載する。
- 別途旅費か別枠旅費なのかを区別する。
- 変換時によく確認する。
- 片道分を記入しているのでは？と思われるものがある。
- 第〇回 初任研(第〇回〇年経験者研)きちんと表示する。

派遣依頼文書(一覧表)を出すときに……

総合教育センターとのコラボレーションの場合は、その旨と予算コードの指示をお願いします。

参考までに！

用語解説

- 旅行命令書** 公務により、勤務地を離れて業務を行う必要がある時、事前に校長の承認を受ける為に、書面で申請する書類のこと。
- 旅費精算** 旅行命令を受け、業務が終了後旅費を請求する為に、事実に基づいた旅費を入力すること。
- 別枠旅費** 県教委等の担当部署で企画した事業に伴う予算で支出される旅費。
事業ごとに決められた支出コードを入力することで、学校に配当された予算とは別に支出される。ちなみに学校に配当された予算は範囲内で、校長の裁量で旅行命令がなされ、支出となる。
- 別途旅費 (旅費別途)** 会議等を主催する団体が旅費を支払う。
公費予算からは支出されないが、公務に密接に関連する業務なので、「出張」の扱いにはなる。
- 旅行雑費** 以前の日当用件に有料道路利用代、駐車場代が追加され、名称が変更になったものである。
ただし、有料道路・有料駐車場を利用する場合は、事前に校長の決裁を受け、旅行命令書作成時にはその旨を入力する必要がある。
旅費精算終了後、領収書等事実の証明できる書類が必要である。
- 旅費審査** 本人が入力した旅費精算が、条例に基づいて正確になされているかどうか審査すること。
事務センターで審査をし、県教委へ送信後県教委でも審査を行い確定する。
- 旅費請求** 県教委の旅費審査後、個人の口座へ旅費が振り込まれるように、請求すること。
請求者全員の印鑑が揃わないと支出できない。



共済組合費の掛け金変更

国の人勤では、給料の引き下げや期末勤勉手当の削減が勧告されています。年間手取額が下がりそうですが、9月から共済組合の長期分掛け金(年金財源)は約0.2%増額改定され、9.6925%になります。期末勤勉手当よりの掛け金も増額になります。共済組合の長期掛け金は今後も当面、平成25年度まで毎年0.22125%ずつ増えていく予定です。短期掛け金も来年度から引き上げが検討されており、益々負担は増えそうです。

